

令和7年度

遠賀川中流域河川愛護等啓発委託の公募について

～環境、河川愛護、河川の安全利用、防災に関する啓発活動等～

遠賀川河川事務所が管理する遠賀川水系遠賀川直轄区間(左岸13/120～21/220、右岸15/780～20/780)及び遠賀川水系彦山川直轄区間(左岸0/000～3/520、右岸0/000～3/780)における河川環境学習、河川愛護、河川の安全利用、防災等に関する啓発活動及び活動に伴う会場整備の委託に関し、実施団体を定めることを目的として、一定の参加資格を有する団体を公募し、契約締結することとしました。

応募の期限は令和7年5月8日(木)です。技術資料等説明書の交付は、遠賀川河川事務所河川環境課でいたします。



遠賀川河川事務所は皆様からのご意見、ご質問等をお待ちしております！

〒822-0013 福岡県直方市溝堀1丁目1-1
TEL:0949-22-1830
FAX:0949-22-2859
メールアドレス:qsr-onga@mlit.go.jp

このトピックスに
に関する問合せ先

遠賀川河川事務所 河川環境課 小野 ・ 竹村
電話番号:0949-22-1830(代)

公 告

(遠賀川河川事務所管内における令和7年度 遠賀川中流域河川愛護等啓発委託について)

次のとおり公告します。

令和7年 4月18日

国土交通省九州地方整備局
遠賀川河川事務所長 今井 勝一

1. 公告の概要等

(1) 公告の目的

河川法第99条に基づき、遠賀川河川事務所が管理する遠賀川水系遠賀川直轄区間(左岸13/120～21/220、右岸15/780～20/780)及び遠賀川水系彦山川直轄区間(左岸0/000～3/520、右岸0/000～3/780)における河川環境学習、河川愛護、河川の安全利用、防災等に関する啓発活動及び活動に伴う会場整備の委託に関し実施団体を定めることを目的とする。

(2) 委託区間

本委託区間は、遠賀川水系遠賀川直轄区間(左岸13/120～21/220、右岸15/780～20/780)及び遠賀川水系彦山川直轄区間(左岸0/000～3/520、右岸0/000～3/780)であり、要件を満たす全ての団体と契約締結するものとする。

(3) 委託期間 令和7年5月22日(予定) ～ 令和8年3月25日

(4) 本委託を契約する団体については、2. に示す参加資格要件を有することを証明する資料(別紙)をもって審査し選定する。

その後、遠賀川河川事務所において委託契約に関する協議成立後、契約締結する。

(5) 参加要件を満たす団体が複数ある場合については、委託内容を区分するものとする。

2. 参加資格要件

次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 河川協力団体、一般社団法人又は一般財団法人であること。

(2) 一般社団法人、一般財団法人については、河川法第99条第1項に規定する事項を適正かつ確実に実施するに足る経理的及び技術的な基礎を有するものであり、以下の条項を満たす者であること。

- ・当該委託内容に関する活動実績及び活動実施体制があること。

3. 本委託契約に関する手続等

(1) 担当部局

〒822-0013 福岡県直方市溝堀1丁目1番1号(電話 0949-22-1830)
国土交通省九州地方整備局 遠賀川河川事務所

担当：河川環境課長 小野 宏紀（内線 361）

（２）技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間：令和 7 年 4 月 18 日（金）から令和 7 年 5 月 8 日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9 時 30 分から 17 時 00 分まで。
- ② 交付場所：〒822-0013 福岡県直方市溝堀 1 丁目 1 番 1 号
国土交通省九州地方整備局 遠賀川河川事務所 3 階 河川環境課内
- ③ 交付方法：手渡しにより交付する。

（３）委託締結にかかる参加資格確認のための申請書等の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間：令和 7 年 4 月 21 日（月）から令和 7 年 5 月 8 日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9 時 30 分から 17 時 00 分まで
- ② 提出場所：上記 3.（２）②に同じ。
- ③ 提出方法：持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。）により提出する。

4 その他

- （１）技術資料の作成要領、委託契約締結団体の評価及び決定方法等の詳細については、「技術資料等説明書」による。